

## 平成30年白浜町議会第1回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 平成30年2月16日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場  
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成30年2月16日10時01分

1. 閉 議 平成30年2月16日10時53分

1. 延 会 平成30年2月16日10時53分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名  
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	辻	成紀	2番	西尾	智朗
3番	古久保	恵三	4番	溝口	耕太郎
5番	丸本	安高	6番	水上	久美子
7番	廣畑	敏雄	8番	三倉	健嗣
9番	長野	莊一	10番	岡谷	裕計
11番	南	勝弥	12番	玉置	一
13番	楠本	隆典	14番	堀	匠

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳明 事務主査 山本 琢人

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	山 中	雅 巳			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	寺 脇	孝 男
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	濱 口	伊 佐 夫

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	廣 畑 康 雄
生活環境課長	玉 置 孔 一	観光課長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本 規 生	上下水道課長	久 保 道 典
会計管理者	中 本 敏 也	消 防 長	大 江 康 広
教育委員会			
教育次長	高 田 義 広	総務課副課長	山 口 和 哉

## 1. 議事日程

- |        |          |   |
|--------|----------|---|
| 日程第 1  | 議案第 1 号  | 専決処分の承認について   |
| 日程第 2  | 議案第 2 号  | 町道路線の認定について   |
| 日程第 3  | 議案第 3 号  | 土地の貸付について   |
| 日程第 4  | 議案第 5 号  | 白浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例について                             |
| 日程第 5  | 議案第 6 号  | 白浜町特別会計設置条例の一部を改正する条例について                             |
| 日程第 6  | 議案第 7 号  | 白浜町立住民交流センター条例の一部を改正する条例について                          |
| 日程第 7  | 議案第 8 号  | 白浜町テニスコート条例の一部を改正する条例について                             |
| 日程第 8  | 議案第 9 号  | 白浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について                        |
| 日程第 9  | 議案第 10 号 | 白浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について                             |
| 日程第 10 | 議案第 11 号 | 白浜町ごみ処理施設条例の一部を改正する条例について                             |
| 日程第 11 | 議案第 12 号 | 白浜町地域産物展示販売施設条例の一部を改正する条例について                         |
| 日程第 12 | 議案第 13 号 | 緑の雇用担い手住宅管理条例の一部を改正する条例について                           |
| 日程第 13 | 議案第 14 号 | 白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について                              |
| 日程第 14 | 議案第 15 号 | 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例について                               |
| 日程第 15 | 議案第 16 号 | 白浜町立保育園条例の一部を改正する条例について                               |
| 日程第 16 | 議案第 17 号 | 白浜町高齢者生活支援手当の支給に関する条例を廃止する条例について                      |
| 日程第 17 | 議案第 18 号 | 白浜町介護保険条例の一部を改正する条例について                               |
| 日程第 18 | 議案第 19 号 | 白浜町と田辺市との間における地域密着型サービス事業者等の指定、指導等に関する事務の委託に関する協議について |
| 日程第 19 | 議案第 20 号 | 白浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等を廃止する条例について   |
| 日程第 20 | 議案第 21 号 | 平成 29 年度白浜町一般会計補正予算（第 7 号）議定について                      |
| 日程第 21 | 議案第 22 号 | 平成 29 年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）議定について                  |

## 1. 会議に付した事件

日程第1から日程第20

### 1. 会議の経過

#### ○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成30年第1回定例会3日目を開会します。

ただいまの出席議員は14名です。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

#### ○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程はお手元に配布しております。

本日、議会延会後に議員懇談会の開催を予定しております。

以上で諸報告を終わります。

#### ○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

---

### (1) 日程第1 議案第1号 専決処分の承認について

#### ○議 長

日程第1 議案第1号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

#### ○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### ○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

#### ○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第1号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### ○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

---

## (2) 日程第2 議案第2号 町道路線の認定について

○議 長

日程第2 議案第2号 町道路線の認定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

8番 三倉君

○8 番

説明のときに土地の所有者から申し出があったというような説明だったんです。それで、土地の所有権については、どのような格好になっているのでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

所有権につきましては、昨年末に町のほうへ移っております。寄附をいただいたということです。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

前に僕も1回、町道認定してくれんかというて、出したことがあったんです。そのときにきちっとしてからというんですか、状況をしてからというようなことがありまして、その辺についてはどうなんでしょうか。側溝とか舗装の状態とか、そういうのはどんな格好かと。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

引き取る前に側溝等、悪いところについては補修をしていただいて、それが土地の権利関係についても、例えば抵当権とか、そういうのがある場合は全部除いた形で寄附を受けるという形で整っております。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

もちろん図面についても、そういう格好の図面を添付させてそうしているという解釈でよろしいわけですか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

はい、そうでございます。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

ちょっと関連やけど、私ももともと町道やと思っていたんですよ。真つすぐ信号を向いていくこの角の、今、課長から、町道の認定をするには所有者が町道としての補修をした上で町にするという話やってんけども、ここの角がグレーチングとコンクリートが割れてます。この間、ちょうど自分がここを通ったときに、ああ、ここがなっているんやなというふうに思ったんですけども、その確認をしてもらいたいというのと、そして、今、新しくできた施設の部分についても、ここは町道になっているんですか。その点について。

それとこの信号の部分の突き当たり、ここも私有地なんですか。町道の認定されているんですか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

この三差路の部分について、まだ悪い部分があるということなんですけども、今回、引き取りを受けるに当たって、土地の所有者さんも最低限のところ、補修にしても最低限度でお願いしたいということもありまして、ただ、悪いところがあるということですので、もう一度確認をさせていただきます。

それから、町道認定につきましては、この信号の部分からずとなぎさホームのほうまでは町道認定はできております。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

そしたら、この信号を向いての、元の警察を向いての信号の縦の、これも町道になっているんですか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

はい、町道でございます。

○議 長

12番 玉置君

○12 番

すみません、関連で。町道認定する場合、私もいろいろかかわった経験があるんですが、その道をきちっと改修した上で町道に認定するというようなことを聞いたことがあるんですが、この基準は満たされた上で寄附を受けたんでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

宅地造成地等で、もともと私道であったものを町道認定する場合、最低限度の補修等は行っていただいた上で、それからまた底地の整理もきちんとしていただいた上で引き取るというのがまず条件となっております。

今回の場合も路面についてはということじゃなくて、側溝等補修はしていただいてもらっ

た上で引き取りをしておりますけれども、今回、この底地の部分で3筆ございまして、法人の所有になっている分が2筆と個人の名前で残っている分が1筆ありまして、そこら辺の整理をする中で、今回もその法人の分については、会社自体をもう清算するというようなお話がございまして、またよそへ所有権が移ったりすると、いろいろとまた問題も出てきますので、補修についてはもう最低限度でお願いしていただきたいというお話もございました。その上で、ケース・バイ・ケースでそういった相談には乗って引き取るということで今回はやっております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

### (3) 日程第3 議案第3号 土地の貸付について

○議 長

日程第3 議案第3号 土地の貸付についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

(4) 日程第4 議案第5号 白浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第4 議案第5号 白浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

(5) 日程第5 議案第6号 白浜町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第5 議案第6号 白浜町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第6号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

(6) 日程第6 議案第7号 白浜町立住民交流センター条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第6 議案第7号 白浜町立住民交流センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

(7) 日程第7 議案第8号 白浜町テニスコート条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第7 議案第8号 白浜町テニスコート条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

8番 三倉君

○8 番

このテニスコートは地籍によってということはもう十二分にわかるんですけど、これで、地番的にテニスコート1筆を全部をもって119という地番にしているという解釈でよろしいわけですか。それとも、このテニスコートの中にほかの地番も含まれるんだけど、大きさがこれやからこれをもってという、その辺はどうでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 寺脇君

○番 外 (日置川事務所長)

これにつきましては、テニスコート1筆でございます。ほかにも蛇原の2039を13筆に分けてという形で今回地籍調査のほうをさせていただきました。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第8号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

(8) 日程第8 議案第9号 白浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第8 議案第9号 白浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第9号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

(9) 日程第9 議案第10号 白浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第9 議案第10号 白浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第10号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

(10) 日程第10 議案第11号 白浜町ごみ処理施設条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第10 議案第11号 白浜町ごみ処理施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第11号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

(11) 日程第11 議案第12号 白浜町地域産物展示販売施設条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第11 議案第12号 白浜町地域産物展示販売施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第12号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

(12) 日程第12 議案第13号 緑の雇用担い手住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第12 議案第13号 緑の雇用担い手住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第13号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

(13) 日程第13 議案第14号 白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第13 議案第14号 白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第14号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

(14) 日程第14 議案第15号 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第14 議案第15号 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第15号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

(15) 日程第15 議案第16号 白浜町立保育園条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第15 議案第16号 白浜町立保育園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第16号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

(16) 日程第16 議案第17号 白浜町高齢者生活支援手当の支給に関する条例を廃止する条例について

○議 長

日程第16 議案第17号 白浜町高齢者生活支援手当の支給に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

5番 丸本君

○5 番

高齢者生活支援手当の廃止についての条例でありますけども、介護保険制度が2000年に導入されて、そのときの国民年金の満額支給額は月額に直すと6万7,017円になっています。現在は月6万5,000円を切る水準にまで年金の支給額が落ち込んでおります。

年金額が減っていることで、介護保険料の4分の1を助成する高齢者生活支援手当はますます必要になってくるように思いますけど、どうお考えでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

過日の全員協議会でもご説明させていただきましたとおり、本制度創設当初は白浜町は全国的に介護保険料も水準が非常に高く、本手当によって被保険者の生活の安定と福祉の向上を図るために創設されたものでございます。しかしながら、近年、白浜町の介護保険料は低い水準で推移しておりまして、本制度の意義が薄れてきたものと思われま。また、介護保険料は所得段階等に応じまして段階的に設置されておりまして、段階を設置する際には低所得者の方に対して基準保険料からの減免が図られてございます。その減免に加えて本手当を支給することは二重の軽減を図ることであり、その部分の不公平性が出てくると考えてございます。介護保険料を公平公正に負担しているとは言えない状況になっていることから、創設当時の意義が薄まっていることも考えまして、本制度の廃止に至ったものでございます。

○議 長

5番 丸本君

○5 番

町当局の今の理屈で言えば、国が似たような補助制度をつくっている場合もあると思いま。端的に言えば、白浜町が独自に補助している制度は必要ないと、こういう答弁であったように思いますけども、しかし白浜町独自で月4,000円の寝たきり患者や身体障害者扶養手当の制度があるように思いますけれども、国の制度でも同じような特別障害者手当もございま。そうした関係で町の独自制度をこれからもどんどん削っていくことも考えられま。すけども、この制度、高齢者生活支援手当を現行のまま、やっぱり存続して置いていくことが、貧困の高齢者の一助になるのではないのかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

寝たきり患者の手当とか障害者の支援手当のほうについては、現在のところ、削減していくという予定はございません。この高齢者生活支援手当につきましては、介護保険料が昔は高かったけども、現在はもう近隣の市町村と比べましても、うちは安い水準で推移していることから、一定の目的は達成されたものとして、この高齢者生活支援手当につきましては削減していくという形で考えてございま。

○議 長

5番 丸本君

○5 番

全員協議会の資料を見てもみますと、支給対象者の割合、パーセントがふえてきておるんですね。高齢者の貧困が進んでいると、このように見てとれることもできます。この点についてはどうお考えですか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

その点につきましては、全国的な少子高齢化の進展の影響は白浜町も例外ではないと考えてございます。65歳以上の人口の増加に伴いまして、支給対象者が年々増加しておりますが、平成29年度以降65歳以上の人口は若干減少傾向にあると捉えております。今後支給対象者は減少していくものと考えてございます。

また、支給対象者の増加にあわせまして、当然、支給金額も増加しておりますが、少子高齢化の進展に伴い、全国的に介護保険料が上昇していることも支給金額増加の一因であることから、支給対象者等の増加のみをとって高齢者の貧困が進んでいるとは言いがたい部分もあると考えるところでございます。高齢者の方の貧困は社会的な問題であることは十分理解しているところでありますが、そういった部分につきましては、福祉施策について引き続き検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

5番 丸本君（登壇）

○5 番

議案17号に反対します。

高齢者生活支援手当の制度は被保険者の生活の安定と福祉の向上を図るのが目的とあります。支給対象者の割合がふえてきています。高齢者の貧困が進んでいることが見てとれます。

今回の条例改正は財政を理由に制度が廃止され、町民に喜ばれ利用されてきた制度を切り捨てることとなります。福祉の低下につながると思いますので、反対です。

○議 長

次に、賛成討論ございますか。

（なしの声あり）

○議 長

次に、再度反対討論ございますか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

議案第17号について原案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議 長

起立多数であります。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

(17) 日程第17 議案第18号 白浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第17 議案第18号 白浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

7番 廣畑君

○7 番

3年間で介護保険はトータルでプラス・マイナス・ゼロやというふうなことなんですけど、いわゆる介護保険の基金のやりとり、保険料を集めて給付をしていく、まず1年目、2年目、3年目とございますけれども、そうしたプラスマイナスの様子はどうなんでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外(民生課長)

基金につきましては、随時取り崩して保険料の軽減を図ってきたところでございますが、今回第7期を策定するに当たりまして、この基金も若干取り崩す部分もあるんですけども、今後介護保険料がますます上がっていく可能性がございますので、ここで保険料率を下げた状態にしておきますと、後年の改定時期にまた大幅な値上げをしなければいけない形になりますので、今回は600円の増額とさせていただきます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

7番 廣畑君(登壇)

○7 番

この議案につきまして、介護保険料の月額600円、年額7,200円、基準額の値上げにつきまして、当局の具体的な現場の中での取り組み、こうしたことは評価すべきこともあるんですが、しかしながら、値上げについては、多くの被保険者にとって、とりわけ高齢者にとっては年金額の減額がある中では生活にも耐えがたいものであると、このように認識しておるわけでありまして。したがって、この議案については反対いたします。

○議 長

次に、賛成討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、再度反対討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

議案第18号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

(18) 日程第18 議案第19号 白浜町と田辺市との間における地域密着型サービス事業者等の指定、指導等に関する事務の委託に関する協議について

○議 長

日程第18 議案第19号 白浜町と田辺市との間における地域密着型サービス事業者等の指定、指導等に関する事務の委託に関する協議についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

13番 楠本君

○13 番

この間の参考資料、全協の資料とも関係するんですけども、事務負担の割合について県のほうから最終的には人員の確保は難しかったという経過だと思いますし、田辺市のほうで2名と、それで最終的に調整会議の中において白浜町から1名と、負担割合の関係からしていたし方ないことかなというふうに思うんですけども、やはり人件費の負担割合については、これもみなべ町、上富田町、白浜町、すさみ町、田辺市とするわけなんですけれども、負担割合はそういうふうになるんだろうと思いますけれども、白浜町からの1名については、半永久的に人員を派遣しなければいけないのか。そこらの議論についてどのように調整会議の中で、専門職的な技量もあるんだろうと思いますけれども、そこらは市町間において不公平感のないように議論はされたのかどうか、この点についてだけお伺いしたいというふうに思います。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外(民生課長)

白浜町からの職員の派遣につきましては、来年、再来年の2年間ということで一応広域の中で話し合っております。それ以降は広域圏組合のほうにこの事務を持っていくか、その部分については、まだ今のところ協議をしているところです。もし、それが広域圏組合のほうにいかない場合で、今のままの状態で推移したとしても、2年は白浜町がやって、その後につきましては、田辺市を抜いた構成市町で持ち回りということですので今のところ話は進んでございます。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

2年間限定というふうになると思うんですけども、この部分については、田辺市周辺だ

けやなしに和歌山県下的な問題だと私は思うんです。そういう部分については、やっぱり県のほうに対して物を申して、県のほうでこういう関係については、私は介護保険の関係についても福祉の関係については、広域的、効率的にやっていくべき問題だと私は思います。そういうような格好からして、この2年間限定ということになったとしても、周辺の参加した市町村では、やっぱり単独ですということが難しい部分もあります。福祉関係の方々に聞きますと、書類をつくるのが物すごい多いと、こういう話もあります。判こを押すのに疲れるというぐらいで、判こを押さんなんと、こういうようなこともありますので、もうちょっと県が積極的に指導して、やはり田辺市でやってくれるんだったら、そういうことの事務の改善も今後会議の中できちっとやってもらわんといかんの違うかなと思うんですけど、お考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

広域での事務の検討の中にも県の市町村課の方にも入っていただいて、いろいろアドバイスをいただきながら進めてきたところもございます。県からも田辺市1名、その後の部分の1名を何とか派遣していただきたいというお願いはさせていただいたんですけども、それはちょっと無理になって、現在白浜町から1名出すということになりました。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第19号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

（19）日程第19 議案第20号 白浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等を廃止する条例について

○議 長

日程第19 議案第20号 白浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等を廃止する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第20号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

(20) 日程第20 議案第21号 平成29年度白浜町一般会計補正予算(第7号) 議定  
について

○議 長

日程第20 議案第21号 平成29年度白浜町一般会計補正予算(第7号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

8番 三倉君

○8 番

4ページの繰越明許費の中で、農林水産業費の農業費300万円ですけど、これは何でこの繰越明許せんならん格好になったのかということについてちょっとお尋ねします。消化できなかったのか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番外(農林水産課長)

この件につきましては、平成28年度、29年度の当初2カ年の事業でございました。それで、最初の段階で、まず入札が1回不落になりまして、それでスタートが若干そこでおくられてきたというふうなこともございまして、現在後ろのほうにずれているというふうな状況でございます。本来でしたら、この3月末まででというふうな仕上げになるんですけど、現在7月中ぐらいには最終的な完成をするというふうな格好で、この3月から各関係者のほうに意見聴取という作業もしなければなりませんので、それを経てというふうな格好でなっております。いずれにしても、全体的な当初のつまずきといいますか、不落によりまして、スケジュール的にもどんどん後ろにずれてしまったというふうな状況でございます。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

15ページ、急傾斜地の崩壊対策の地元負担金、県の負担金ですけれども、地元負担金の関係について、これは参考資料に位置図がついてないんですけど、これはどこのことか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長 長  
番外 建設課長 坂本君

○番外 (建設課長)

すみません。3件ございまして、1件目は堅田の上地地区、それから湯崎地区、それからもう1件も堅田の円谷地区の3件となっております。

○議長 長  
13番 楠本君

○13番

3件については、そしたら個々の負担金についての割合はおわかりですか。

○議長 長  
番外 建設課長 坂本君

○番外 (建設課長)

この557万円の内訳ですけれども、堅田上地地区で、これは公共といいますか、国庫補助の対象になっておりまして、事業費が4,080万円の5%で240万円、湯崎地区が事業費3,030万円のこれは10%の負担金で303万円、堅田円谷地区につきましては、県単ということで、事業費が500万円の負担金10%で50万円、計557万円となっております。

○議長 長  
8番 三倉君

○8番

12ページ、地籍調査費です。これは12月の議会で結局、補助金がつかなかったとって減額補正されていて、今回、また復活しているんですけども、また復活したということは、行われる事業については結局、予算がつかなかったところをもう1回上がってきたことをしていくのか、その辺についてはどうなんですか。

○議長 長  
番外 日置川事務所長 寺脇君

○番外 (日置川事務所長)

今回の補正につきましては、国の補正に伴いまして、町のほうも補正するものでございまして、その国の補正がわかったのが、12月の定例会で減額補正をした後に国のほうが補正を上げるといことで県のほうから打診がございまして、町といたしましても、地籍調査を早く終わらせるという観点から、国の補正のほうをいただくという形でさせていただいたところがございます。

それから、場所につきましては、今、三倉議員がおっしゃったように、減額した部分もございまして、新たに追加した部分もございまして、具体的に申しましたら、追加の部分につきましては、笠浦の上ミ谷、それから市江の口吸、それから中の一部と市江の一部が前回減額した部分の追加という形で補正をしております。あと、才野の一部であるとか宇津木、大の一部については、新規で行う予定と考えております。

○議 長  
8番 三倉君

○8 番  
そこで、新たに知った話で、私がかねがね申し上げている県道敷ありますね。県道敷は入っていかないんですか。

○議 長  
番外 日置川事務所長 寺脇君

○番 外（日置川事務所長）  
こちらにつきましては、県のほうとも十分事前協議を行った上でこういった形で今回減額したところ、それから新たに大の一部につきましては県道の形にもなってこようかとは思いますが、三倉議員がおっしゃっている玉伝口から市鹿野橋につきましては、今回見送らせていただいております。

○議 長  
6番 水上君

○6 番  
9ページと10ページの歳入のところなんです、国県の14、15の支出金の中の障害者自立支援給付費の負担金、これはマイナス計上が出ているんですが、これは単に人数が減ったとか、そういうことの中のマイナスなんですか。

○議 長  
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）  
9ページのマイナスの部分については児童手当の精算の部分になりますので、予算をいただいていたんですけども、そこまでの手当の対象者がいなかったというか、3月末でこういう数字で手当は確実におさまるということで、障害者の部分じゃなくて、児童手当の部分の精算になります。

○議 長  
質疑を閉じることにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長  
質疑を終結します。討論を行います。  
(なしの声あり)

○議 長  
討論を終結します。採決します。お諮りします。  
議案第21号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長  
異議なしと認めます。  
したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。  
審議の途中ですが、本日はこれをもって延会とし、次回は2月23日金曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会します。

次回は2月23日金曜日午前10時に開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議長 溝口 耕太郎は、10時53分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 30 年 2 月 16 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員